

2023年7月10日

ご利用者各位

らぼーる訪問看護ステーション
管理者 大嶋昌子

～ご契約書内容の一部改定について～

平素は、当事業所の訪問看護事業に格別のご高配を賜り、ありがとうございます。

この度2023年7月、訪問看護サービスの契約書・重要事項説明書の一部改定をさせていただきました。2023年7月以前にご契約いただいたご利用者様には大変申し訳ございませんが、以下の内容についてご理解とご同意をいただけますようお願い申し上げます。

《改定背景》

昨今の度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが起き、医療をはじめ介護事業や訪問看護事業などのサービスの継続的な実施が一部危機状態に陥ったことなどの影響から、2021年度より介護報酬および診療報酬における法律が見直されました。これによりすべての訪問看護事業所においてBCP（業務継続計画）策定が義務付けられ、災害等発生時の対応についての明記が必要となったため改定させていただきました。

《改定箇所》

①訪問看護契約書に追記

第18条(損害賠償)の項目(5ページ)に追記

4. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行の遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

②重要事項説明書(16ページ)に追記

災害等発生時の対応

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し従業員の安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。